

# 山形市立みはらしの丘小学校「いじめ防止基本方針」

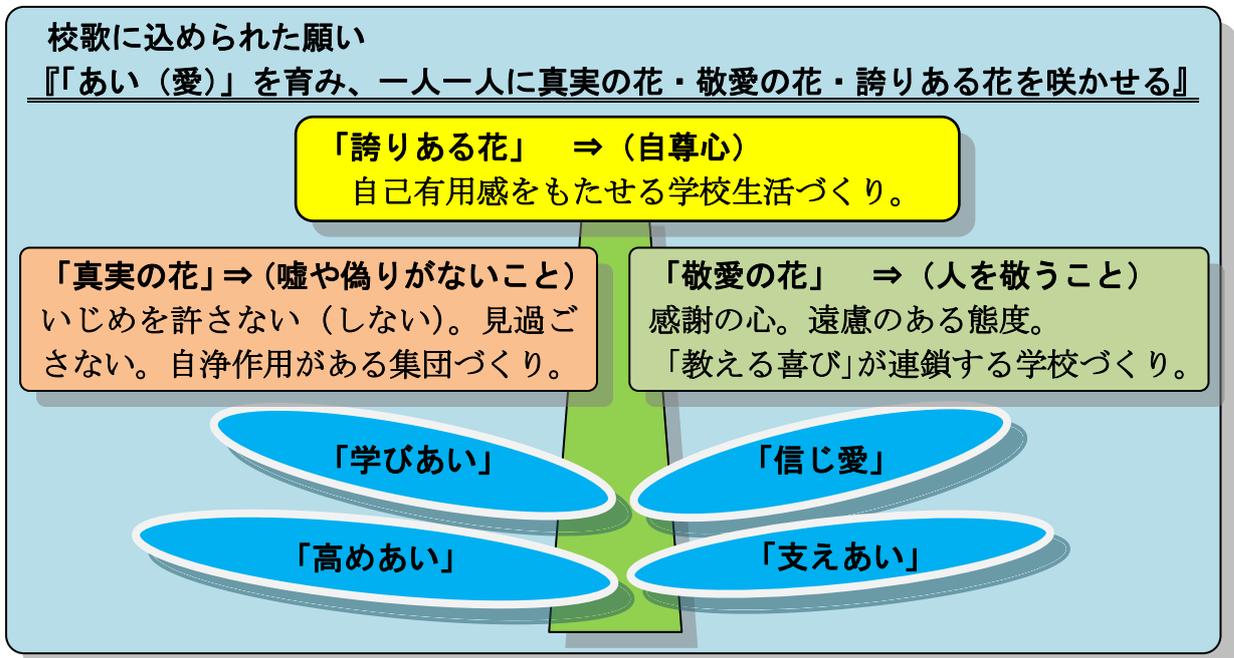
平成 26 年 1 月 23 日制定

## 1. いじめの定義といじめ防止に向けての基本姿勢

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。そして、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うものである。

(平成 18 年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

「いじめは、どの学校・どの学級でもおこりうるもの」という認識をもち、全校児童が「いじめのない学校生活」をおくれるように、この基本方針を作成し、以下の基本姿勢を全職員で共有するとともに、校内研修等で互いに学び合う。



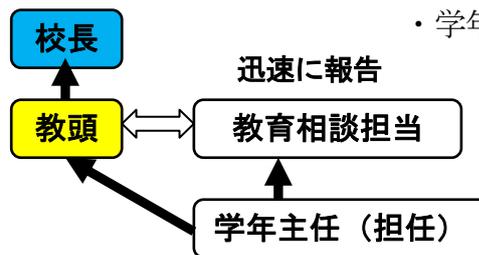
## 2. いじめ防止のための組織及び具体的な活動

### (1) 「いじめ防止・サポート委員会」の設置

①構成 【校内】 校長 ○教頭(指揮) ◎教育相談担当  
教務主任、学年主任、生徒指導担当、養教

※必要に応じて【校外】 PTA代表、学校医等 (学校保健委員会等と連携)

②具体的活動 A: 情報収集  
・教育相談担当⇒定期調査(学期1回)  
・学年主任(担任)⇒日常的観察



(子どもタイムの活用)

※1 心配な事案があれば  
学年主任は、教頭、担当  
両方に報告

※2 心配な事案がなくても  
定期的(月1)に「なし」の情報も共有(月末統計へ)

**B:情報共有**

- ・定期の会議（学期1回）の運営  
（「子どもを語る会」生徒指導と合わせて）
- ・臨時の会議の運営 ← 緊急性の高い事案

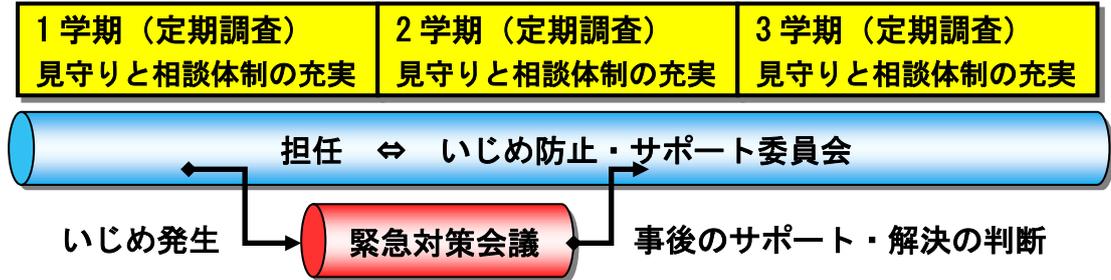
**C:サポート**

- ・日常の相談活動の充実と解決への指導

(2) 「いじめ防止・サポート委員会」と「緊急対策会議」の関係

- ①構成 ・「緊急対策会議」のメンバーは「いじめ防止・サポート委員会」のメンバーの中で構成する。(具体的には、「4いじめへの対応」参照)  
・どちらも教頭の指揮のもとに置く。

②活動のイメージ



3. いじめ防止のための具体的な方策

一人一人に「真実の花」・「敬愛の花」・「誇りある花」を咲かせる

1 「あい(愛)」を育む教育課程

信じ愛      支えあい

- ①仲間と心を通わせる機会の充実  
縦割り活動（にこにこタイム）、学級タイム、ロング昼休みなど
- ②子どもが主役の学校行事（有用感）
- ③心を育てる活動の充実（読書活動、道徳、ボランティア、福祉・環境）
- ④教師と子どもの対話（子どもタイム）

2 「あい(愛)」を育む授業づくり

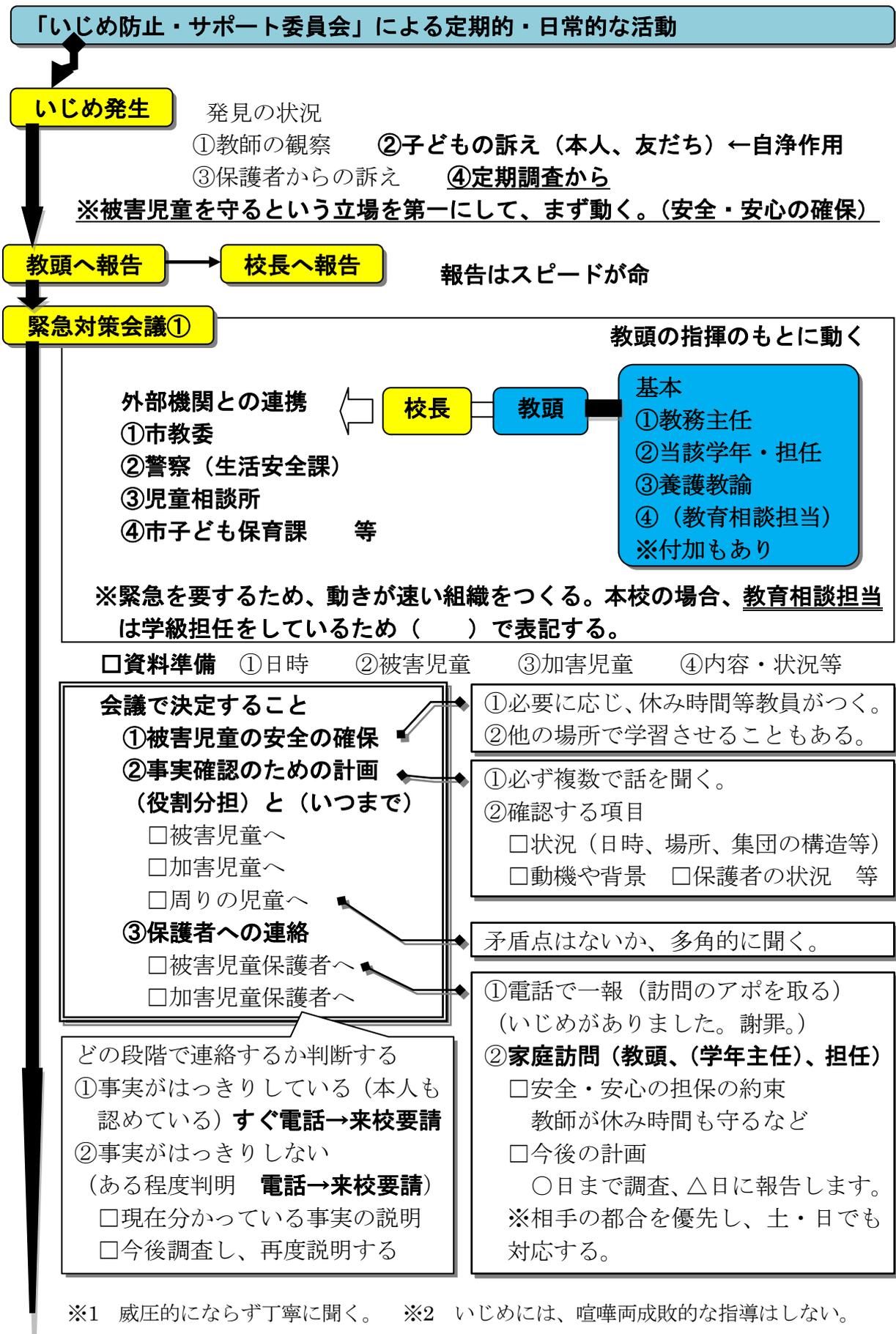
学びあい      高めあい

- ①多様な考え方を認め合う授業
  - ②相手意識をもって表現し合う授業
  - ③交流する楽しさを味わう授業
  - ④一人一人の子どもの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導
- ※教科担任等を積極的に取り入れ複数の目で子どもを見る。(学級を開く)

3 子どものサインを見逃さないために—教師の教え合いで見える目を鍛える—

- ①集団から離れて一人では声をかける。
  - ②上履き、机、椅子、学用品、掲示物等にいたずらがあったらすぐ原因をさぐる。
  - ③不平等な行為を見逃さない。(掃除、給食、遊び(おに)、球技(ボールが回らないなど))
  - ④特定の児童への乱暴な言動、不自然な反応や行為(笑い、机を離す等)には毅然と対応する。「ならぬものはならぬ」
  - ⑤子どもの変化に敏感になる。(子どもを見る『繊細な目』を身につける)  
キズやあざがある(着替え、身体計測)。服装の乱れがある。休みがちになる。体調不良を訴える。保健室への来室が多くなる。忘れ物が多くなる。成績が急に悪くなる。担任が来るまで教室に入らない。みんなが帰るまで帰宅したがない。
- ※PTA 諸会議、学校保健委員会、学校評価(保護者調査)等での情報収集

#### 4. いじめへの対応



**緊急対策会議② 聞き取り状況の確認と今後の進め方、指導方針（資料準備）**

- ①矛盾はないか 有り → 再聞き取り（誰が、誰に、何を、いつまで）  
無し
- ②事実のすり合わせの会の計画（個々からの聞き取りした事実の整合性）  
いつ、誰が（教師）、誰に（児童）
- ③指導方針の検討と決定（個人への指導、集団への指導）  
短期の指導内容と役割（誰が、誰に）  
長期の指導・見守り（全職員への周知・協力依頼）  
日記、定期的な面談、定期的なアンケート調査  
学校での様子を細かく知らせる 等

**被害児童、加害児童へ事実の確認**

→ 必要に応じて再調査

※双方が事実と確認したら、次の段階に進む。（丁寧に、速やかに）

**保護者へ説明**

**①被害児童保護者（家庭訪問）**

校長、担任（学年主任）

- 謝罪と事実説明
- 安全・安心の確保の約束
- これからのことについて  
・加害児童保護者会等

**②加害児童保護者（学校で保護者会）**

校長、教頭、教務主任、学年主任、担任（複数で説明）

- 事実説明
- 指導方針について
- 謝罪について

**謝罪の会の実施（基本は親子同席して実施）⇒関係児童全員を育てるために**

**「いじめ防止・サポート委員会」による経過観察確認会議（資料準備）**

- ①児童の様子  
いじめのサインはないか。交友関係はどうか。意欲的な学校生活を送っているか。など 日常的な観察と児童との直接対話の継続。
- ②保護者の様子  
家庭との定期的な連絡から、家庭での子どもの様子、保護者の意識等

**「いじめ防止・サポート委員会」によるいじめ解決の判断**

※関係機関への報告

**5. 重大事態への対応**

- ①校内組織は、基本的に緊急対策会議とする。外部機関との連携（警察、児相等）については、市教委と協議の上対応していく。
- ②情報の共有範囲について市教委と協議する。隠さないことを基本的とするが、個人情報保護等に十分配慮していく。

★被害児童を守ることを第一にし、関係したすべての児童を育てていきます。

★小さなことも見逃さず、最悪の状況を想定し、組織として対応します。

※この方針は、必要に応じて、加筆修正していきます。